

●●保育内容●●

指導法「言葉」

—乳幼児と育む豊かなことばの世界—

大橋喜美子

川北 典子

編著

糸井 嘉

大森 弘子

岡本 雅子

小川 徳子

隠岐 厚美

久保木亮子

多田 琴子

長谷 雄一

平野 知見

福井姿寿子

安原千香子

共著

建帛社

KENPAKUSHA

はじめに

2017（平成29）年3月に告示された「保育内容『言葉』」の領域では、「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること」が追加された。ここでは、領域「言葉」の保育の内容を示すとともに、「言葉」の指導法についてもふれている。領域「言葉」の指導法は、幼稚園や保育所等で子どもの資質や能力が生かせる環境を整え、保育者と子どもの主体的で対話的な生活から、より望ましい人格へと育ち・育てられるために、具体的に子どものあるべき姿を想定しながら、保育者が専門性を十分に生かすことが求められる。

2018（平成30）年4月より施行されている保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「生きる力」の要素として、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」をあげている。そして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に10項目示している。ここでの育ちは、「言葉と環境」が大きく影響することはいうまでもなく、子どもを育てる一つの要素としての「領域『言葉』の指導法」は保育者に求められる保育の質と関わってくる。

指導という言葉は、何かを教えるためのカリキュラム構成のイメージが頭に浮かぶ人も一般的には多いかと思うが、乳幼児教育における指導法は、あくまで遊びの中で子どもが言葉を軸とした、その周辺領域を含む力を獲得していくための環境としてとらえなくてはならない。そこで、本書における「領域『言葉』の指導法」は、子どもの「生きる力」を支えるための対話から始まるアクティブ・ラーニングの要素を含んだ保育者の専門性を目指している。

近年の日本社会は、言葉の美しさに感動したり、言葉を綴^{つづ}って文章にしたりするなど、言葉を通して、じっくり物事を考えたり、判断したりする機会が減少して、子どもの主体性や協調性、共同性といった姿がみえにくくなってきたように感じている。

本書では、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に準拠しながら、日本の言葉の美しさに感動できる育ちを原点として、乳幼児の発達の道筋と言葉の表現に弱さをもつ子どもの支援、それらの基本に加えて、グローバルな視野で国際社会に対応できる言語理解と指導法、子どもが楽しい体験となる児童文化、地域で語り継がれてきた民話を保育者と子どもが共に創る保育実践の事例、指導案の作成などを盛り込み、子どもが自分の想いを表現できる内容の指導法であることを願ってできたテキストである。

最後に、本書にご協力下さった、保育所や認定こども園の関係者の皆様、共編著者の川北典子先生はじめ共同執筆いただいた先生方、建帛社の編集者の皆様に深く感謝申し上げます。

2019年10月

編者を代表して 大橋 喜美子

目 次

第1章 指導法「言葉」と保育

1

1. 乳幼児の保育において指導法「言葉」はなぜ必要なのか？ 1
 - (1) 表情と言葉 2
 - (2) 「どうして？」から始まる言葉と指導法 2
 - (3) 教育方法としての指導法「言葉」と計画 3
2. 保育の内容と指導法 4
 - (1) 5領域との関連 4
 - (2) 3歳未満児の保育と指導法「言葉」 5
3. 2018年3法改定（訂）と指導法「言葉」 5
 - (1) 3つの施設において重視することと共有すべき事項と指導法「言葉」の関連 6
 - (2) 保育内容「言葉」に関する保育と指導の事例 7
4. 改定（訂）による0歳から3歳までの言葉 8
 - (1) 乳児保育における3つのねらい 8
 - (2) 乳幼児の豊かな言葉は応答と信頼から 9

第2章 子どもの発達を基盤とした指導法「言葉」

11

1. 0歳児（乳児期）の発達と言葉 11
 - (1) 胎児期（妊娠2か月の終わり頃から出生までの時期） 11
 - (2) 新生児期（出生より4週間） 12
 - (3) 乳児期（誕生から1歳未満） 13
2. 1歳前後～2歳児（幼児期前期）の発達と言葉 15
 - (1) 1歳児の育ち 15
 - (2) 1歳児の言葉の特徴 17
 - (3) 2歳児の育ち 19
3. 3歳児から4歳児の発達と言葉 21
 - (1) 3歳児の発達と言葉 21
 - (2) 4歳児の発達と言葉 23
4. 就学前児の発達と言葉 24
 - (1) 5歳児の発達と言葉 24
 - (2) 就学に向けて 25

第3章 対話と共感から生まれる保育**27**

1. 対話とは何か 27
2. 共感とは何か 27
3. 対話と共感から生まれる保育 28
 - (1) 保育現場での受容的・応答的な関わり 29
 - (2) 保育現場での指さしによる対話と共感 29
4. 生活の中での対話と共感 31
 - (1) 自分の欲求を言葉で伝える 31
 - (2) 言葉を交わす喜び 32
 - (3) 絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結び付ける 33
5. 遊びの中での対話と共感 34

第4章 保育教材としての児童文化財**37**

1. 言葉と関連の深い保育教材 37
 - (1) 絵 本 37
 - (2) 紙 芝 居 39
 - (3) 幼年文学と詩 41
 - (4) 言葉遊びとわらべうた 42
 - (5) お は な し 44
 - (6) 人 形 劇 46
 - (7) 劇 遊 び 48
2. 保育教材の工夫と製作 50
 - (1) 保育教材を作るときに大切なこと 50
 - (2) 人形の種類 50
 - (3) 片手遣い人形の作り方 50
 - (4) 人形の使い方 52
 - (5) 人形劇のつくり方 54
 - (6) 子どもの遊びにつなげる 55
- 【コラム】絵本のある保育環境 57
- 【実践例】劇遊びのスケジュール 58

第5章 配慮を必要とする子どもへの支援**60**

1. 配慮を必要とする子ども 60
 - (1) 「配慮を必要とする」とは 60

(2) ICF（国際生活機能分類）に学ぶ	61
(3) インクルージョン（インクルーシブ教育・保育）に学ぶ	61
(4) 言葉の“障害”の判断	61
2. 言葉の仕組みと発達	62
(1) コミュニケーションの成り立ち	62
(2) 言葉の仕組みと発達	63
(3) 言葉の発達が困難である事例	64
3. 支援において考えたいこと	68
(1) 話したい思いの育ち①：信頼関係の確立「話したい人」	68
(2) 話したい思いの育ち②：周囲への興味・関心「話したいこと」	69
(3) 言葉として育つための土壌	69
(4) トータルコミュニケーション	69
(5) 言葉そのものの育ち	70
(6) 専門機関との連携	70
(7) 広い視野・長い目	71

第6章 多文化共生時代における外国にルーツのある子どもへの支援 73

1. 日本における多文化化の現状	73
(1) 多文化共生保育とは	73
(2) 日本の多文化化の現状とは	73
2. 外国にルーツのある子どもの現状	75
(1) 差異の可視性：ニューカマーとオールドカマー	75
(2) 外国にルーツのある子どもの姿と保育の課題	76
(3) 母語の重要性	77
3. 外国にルーツのある子どもの保育を考える	78
(1) 保育を考える際のポイント	78
4. オーストラリアの保育実践：五感経験と造形表現による言語支援	80
(1) 多様性を尊重した保育環境	80
(2) ESL の幼児の事例とプロジェクトアプローチの実際	80

第7章 小学校との接続 83

1. 話すこと	83
(1) 他者に伝わる話をするには	83
(2) 思いや考えを話す	84
(3) 保育所、幼稚園等での体験を活かしながら展開される、小学1年生の「国語」	86

2. 聞 く こ と	86
(1) 先生や友だちの話を聞く	87
(2) 豊かな「言葉」を聞く	87
(3) 話し言葉と、おはなしの言葉	88
3. 読 み 書 き	89
(1) 絵を読み、文字を読む	89
(2) 文字を書く必要感	90
(3) 読みたい・書きたいと思うこと	91
【コラム】子どもと言葉遊び	92

第8章 指導法「言葉」と模擬保育

93

1. 指導案の作成	93
(1) 発達の流れから	93
(2) 指導案を考える	97
2. 保育の実施	98
3. 保育の振り返り	98
(1) 子どもの立場	99
(2) 保育者の立場	100
【実践例】指 導 案	101

第9章 保育者と子どもが共に創る保育

102

1. 高砂市の民話の取り組みの始まり	102
2. ふるさとの愛につつまれて豊かな心を育む	103
(1) 子育て応援フェア	103
(2) 各園の民話絵本と民話歌「9つの高砂物語」完成	103
3. 北浜こども園の取り組み	106
(1) 民話に親しむ	106
(2) 民話の語り—感謝を込めて思いをつなぐ—	112
4. お わ り に	113
(1) 豊かな心を育む民話の力	113
(2) 今後の課題と展望	113
【コラム】外国の絵本から楽しさを実感する保育実践	114

第1章

指導法「言葉」と保育

1. 乳幼児の保育において指導法「言葉」はなぜ必要なのか？

保育所保育指針（以下、本章において保育指針）では、「第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則（2）保育の目標」として「ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために」とある。幼稚園教育要領（以下、本章において教育要領）の「第1章総則 第1 幼稚園教育の基本」では、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う」「幼児の特性を踏まえた環境」「幼児の主体的な活動」などが強調されている。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、本章において教育・保育要領）では、「第1章総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標」において「幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、（中略、筆者注）生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、（中略、筆者注）育成するものとする」とある。

ここで注目したいキーワードは、生活・人格形成・生きる力・教育であり、生きる力は、子ども自らが身に付けていく力である。また、教育とは、外からの手段によって人として望ましい力が身に付くように整える知的な環境といってもよいだろう。そのキーワードには基礎といった言葉がかかっている。つまり、ここでは、環境を通して、生きる力の基礎を培うことのできる人格形成を目指す教育が保育の基本と考えてよいだろう。

そうした保育の基本である生きる力の基礎となる教育は、子どもに「言葉」を通して伝達され、子どもが考えて自ら歩む力へと発達すると考えられるが、子どもの最善の利益のための言葉の指導法でなければならない。そこにおける指導法「言葉」とは何か。

言葉での表現は、人の心と心を通わすことができる人間の営みである。

では、それを指導するのが、指導法なのだろうか。指導というと何かを教えなければならないとか、規律的な教えを伝達するといった考え方になりがちだが、乳幼児を対象とした場合の指導法は、意味合いが少し異なる。

乳幼児期の保育内容は5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）であり、保育実践はその総合的な営みである。そこが小学校での教科教育と異なるところである。だからこそ、環境が必要なのである。そのため、ここで述べる指導法は、言葉を中心とした子どもの環境を整えることそのものが言葉の指導法だととらえていきたい。

(1) 表情と言葉

近年、日本で生活する外国籍の子どもが増加している。文部科学省の調べでは、公立学校に在籍する外国人児童生徒数は、2004（平成16）年度では7万345名であったが、2015（平成27）年度では7万6,282名となっている。近年は約7万人台で推移している。

このような状況から、日本に居住するようになった外国籍の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園に入ってくるケースも少なくない。ましてや就学前になると、こうした子どもたちとの言葉のやりとりを通したコミュニケーションはていねいな指導の方法が必要となる。しかし、こうした背景にある子どもたちの心と心を結ぶ絆は、指導の方法を考える前に、文脈をもって話し始めるまでの子どもと同様の情緒的かつ情感的な関わりが大切である。

世界中には、いろいろな言葉がある。例えば日本語で「おはよう」は、英語では「Good morning（グッド モーニング）」、デンマーク語では「Godmorgen（ゴ モーン）」、フランス語「Bonjour（ボンジュール）」、ドイツ語では「Guten Morgen（グーテン モルゲン）」、中国語「早上好（ザオ シャン ハオ）」、韓国語「안녕하세요（アンニョンハセヨ）」などである。このように、言葉は文字の読み方、発音も、さまざまである。しかし、私たちが、知り合ったばかりの外国の人に朝の早い時間帯に会ったとしよう。相手が母国語で話し、こちらにとっては言葉が通じないと感じたときでも、何となくその人の表情や雰囲気を読み取り、こちらの母国語で「おはよう」とあいさつすることがあるだろう。そのような場合でも、その人の表情や動作で何となく意思の疎通が図れることがあるのではないだろうか。意思の疎通が図れるばかりではなく、その人の雰囲気ですらに好感をもち、この人はなんて素敵な笑顔を見せてくれるのだろうかなどと思い、その人のことを知ってみたいとか、もう少し話をしてみたいということになるのではないだろうか。

子どもにとっても同様のことがいえる。このように、言葉は意味が正確にわからない場合でも雰囲気ですらに何を話しているのかがわかったり、共感できたりすることがある。

言葉を獲得する以前の0歳児であっても、周囲の人は表情から、その子どもの要求や気持ちの変化を読み取って共感したり、対話としてのやりとりがあったりするのである。

このように言葉は、発語だけではなく表情で語ることもあり、人と人の心を結ぶ大切な表現方法なのである。子どもの表情は一方で共感であったり、認めてほしいことであったり、要求であったりする。

そこで、保育者は子どもの表情をしっかり受け止めていけることが大切であり、子どもの心の内面を理解していかなければならない。

(2) 「どうして？」から始まる言葉と指導法

言葉とは何のために存在するのだろうか。ボルノー（Bollnow, O. F.）は『問いへの教育』の中で、「問うということ」は、人間だけの営みであって、動物は問うことができないと述べている。動物は「何かを求めたり、何かを見つけたりすること」はできても「問い」はないというのである¹⁾。保育場面でもみられるように、人間にとっての問いとは、そのことによって知識を得て知の世界へと広がりをもたせることは確かであるといえよう。

子どもは、興味をもったことや不思議に思ったことを「どうして？」と尋ねることがある。特に3歳頃になると、「どうして？」「なんで？」を連発する姿がみられるようになる。では、「どうして？」を連発する子どもには、何が育つのだろうか。気質的には、おそらく豊かな感性の育ちが、気付きを言葉で表現するといった行為を生むのではないだろうか。3歳以前は感性や情緒の変化によって笑顔を見せたり泣いたりして伝えてくるが、3歳を過ぎると多くの子どもは言葉で自分の思いを伝えたり、疑問に思うこと、不思議に思うことなどを尋ねてきたりする。

このような思いや気付きについて、他者と共有したり自分の中で納得いく結果が得られたりすることは、感性と知性がマッチングした喜びとなり、その積み重ねは自己肯定感につながるものであるといえよう。言葉が心と心をつなぎ自己肯定感を育てるのである。自己肯定感を育てることは、日本の教育の大きな柱である「生きる力」を育てることになる基本ともいえる概念と考えてもよいのではないだろうか。

自己肯定感の概念はさまざまな解釈が存在する。このことについて、高垣は規定されていない概念であると指摘している²⁾。そうしながら、「自分が自分であって大丈夫」とした「存在レベルの肯定」が自己肯定感であると述べている。久芳らは、自己肯定感について「自分自身のあり方を概して肯定する気持ち」としている³⁾。

自己肯定感の育ちは、表現を変えて述べるならば、安定した気持ちと情緒の育ちの中で豊かな感性が育ち、困難を乗り越えることができる力であり、長い人生を見通した深い意味での幸せにつながるものであるといえよう。

人は言葉によって喜びややる気があふれ出て、つらいことや悲しいことも愛情ある言葉によって乗り越えることができる。その乗り越える基盤となるのが自己肯定感の育ちであり、自分らしく生き、人の考えも受け入れることができる人格を備えることになる。乳幼児期は、幸せな人生や社会を創る^{いしずえ}礎となる力の基礎を育てなければならないのである。

では、子どもの発達過程ではどのようなようになるのだろうか。「どうして？」を連発する以前の0歳児、1歳児、2歳児前半の子どもは、その子どもが何を言いたいのか大人が表情から話したいことを読み取って話しかけたり、子どもも表情で自分の気持ちを伝えようとすることがある。また、それをさらに相手に伝えようと表情と共に身振り手振りでの表現があったりもする。こうして、子どもの言葉は文脈をもって話し始めるようになるまで、全身を使って表現するが、こうした表現はもう一つの言葉であるとも解釈できる。

(3) 教育方法としての指導法「言葉」と計画

表情から読み取る言葉の一方で、乳幼児期から、母国語を正しく美しく感じ取り、学び、その意味を理解しながら話すことは大切である。その基盤は、発達に合わせて知性と感性を紡いでいくことである。人が人らしく育つ大切な要素である。

乳幼児の保育の場では、教育要領や保育指針、教育・保育要領に共通して、幼児教育で育つ力として3つの「資質・能力」(p.6, 表1-3参照)が述べられているが、その背景として存在するのは、子どもを取り巻く環境であり、人の心と心を受け止めて理解し合いお互いの人格を

認め合っているのは言葉である。そうした言葉は、乳児期から大切に命が育まれ成長していくことで、相手の表情を読み取って応えようとする力が育ち、コミュニケーションが豊かになる基盤ができるのである。

指導法「言葉」は、子どもを取り巻く環境を背景とした教育であり、環境を整えるのが指導全域にわたる方法である。その指導法「言葉」は、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎となる資質・能力として、自己肯定感の育ちに大いに影響することをしっかりと考えた内容でありたい。

3つの施設の間（幼稚園・保育所・認定こども園を示す。以下同）においては、そのための計画が必要となる。教育要領では「教育課程」、保育指針では「全体的な計画」、教育・保育要領では「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の中に、子どもの興味・関心に沿った保育を展開させる計画の作成が求められる。そして、指導法「言葉」は、保育の計画の中に基本となる存在として反映させなければならない。

2. 保育の内容と指導法

（1）5領域との関連

保育内容「言葉」の指導法は、保育内容5領域における「言葉」の領域についての指導の方法を示している。「言葉」は5領域のすべての分野に関連している総合的な営みの中でも環境と合わせて核となる存在である。では、その指導法にはどのような保育観に基づいた保育の方法があるのだろうか。指導法「言葉」の前提となる考え方は、教育要領や保育指針などに示されている。そこでは、領域「言葉」について、「経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う」とある。具体的なねらいや内容を表1-1、表1-2に示す。

前述したように、乳幼児の育ちにとって望ましい環境や保育者の関わりを保育の方法として見つけていくのが指導法である。

表1-1 保育のねらい

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> （1）自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 （2）人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 （3）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。 |
|--|

（文部科学省：幼稚園教育要領、第2章-言葉-1、2017）

表1-2 保育の内容

- (1) 先生や友達の言葉や話に興味や関心を持ち、親しみをもって聞いたり、話したりする。
- (2) したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりなどしたことを自分なりに言葉で表現する。
- (3) したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、分からないことを尋ねたりする。
- (4) 人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
- (5) 生活の中で必要な言葉が分かり、使う。
- (6) 親しみをもって日常の挨拶をする。
- (7) 生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く。
- (8) いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにする。
- (9) 絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。
- (10) 日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう。

（文部科学省：幼稚園教育要領，第2章-言葉-2，2017）

（2）3歳未満児の保育と指導法「言葉」

乳児保育における「保育」の用語の解釈であるが、保育指針の内容から読み取ると「保育は養護と教育の一体的な営み」であり、教育・保育要領では「認定こども園は教育及び保育を行う場」とある。3歳未満児の保育や教育は、何かを教えるということよりも、発達にふさわしい環境を整えて、保育者と愛着関係を育みながら、生命の保持と情緒の安定の中で、自ら意欲的に触れてみたい、してみたいといった気持ちを育てることが大切であり、それが教育であるといえる。

そのための保育のねらい及び内容は、満1歳以上3歳未満児では5領域で示されているが、5領域は生活の中で切り離せるものではない。言葉と環境を基盤とした5領域は子どもの生活と総合的な活動すなわち遊びから始まるのである。

例えば、1歳児が砂浜で手指を使って絵を描いていたとしよう。また、誰かが作った砂の模様を眺めていたとしよう。そうした遊びが、おもしろい、楽しいといった感動を伴う言葉と結び付き、やがて幼児期には文脈をもって話したり、文字で表現したりするようになるのである。

乳幼児期の指導法「言葉」は、子どもの心を耕すための大切な保育の方法である。



写真1-1 指で砂に線を描く1歳児

3. 2018年3法改定（訂）と指導法「言葉」

3法とは、文部科学省告示の幼稚園教育要領，厚生労働省告示の保育所保育指針，内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関わる3つの法令をさす。この3法は、2017（平成29）年3月に告示され、2018（平成30）年4月より施行されている。